



2018年10月号 (No.112)

## 今月の特集

1. いよいよ「働き方」が変わります！  
2019年4月1日施行・企業へ義務化される2つをピックアップしてご紹介します。  
(1) 年次有給休暇の確実な取得が必要です  
(2) 時間外労働の上限導入
2. 被扶養者異動届の添付書類の取扱い変更  
(日本年金機構)

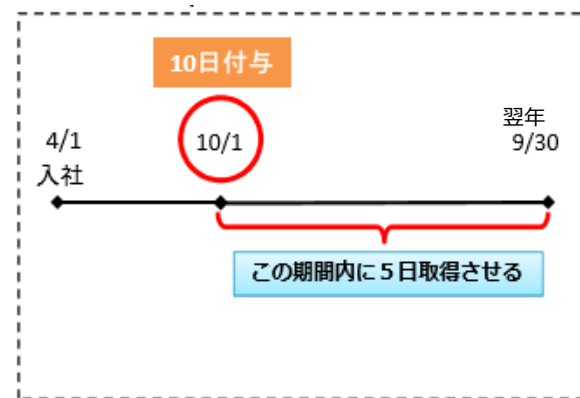
### 1. いよいよ「働き方」が変わります！

#### ◆ 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

<施行期日> 2019年4月1日

(**全企業対象・猶予なし**)

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年次有給休暇の**基準日から1年以内**に、労働者の希望を踏まえた上で**時季を指定して**有給休暇を**5日間**与えなければなりません。また使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、**3年間保存**することが義務付けられます。



5日間というのはどのような有給取得方法でもカウントされる

す。例えば、労働者が時季指定権を行使して自分の意思ですらに5日以上有給休暇を取得している場合、もしくは年次有給休暇の計画的付与（労使協定の締結が必要）により5日間以上すでに付与が決定している場合は使用者の取得時季の指定は不要です。

有給休暇の義務化の背景には、労働者が有給休暇の希望申出がしにくい（日本の年休取得率 49.4%）という状況があります。年次有給休暇の計画的付与制度を積極的に活用したり、使用者から労働者へ有給取得を促し、労働者の意思で有給取得がしやすい職場環境づくりに取り組んでいくことも大切になっていくでしょう。

#### ◆ 時間外労働の上限が導入されます！

<施行期日> 2019年4月1日

(**中小企業は2020年4月1日から**)

【適用猶予、除外の事業・業務】

自動車運転業務、建設事業、医師、鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業、新技術・新商品等の研究開発業務

今までは法律上は残業時間の上限がありませんでした。（36協定で定めた残業時間を超えた場合は行政指導のみ行われていました。）改正後は**法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります（罰則あり）**。残業時間の上限を法律で規制することは、1947年に制定された「労働基準法」において、初めての大きな改革です。

#### 【具体的内容】

◎ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。（月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。）

◎ 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも、  
・ 年720時間以内  
・ 2ヶ月～6ヶ月のそれぞれの平均がいずれも80時間以内（休日労働を含む）  
・ 単月100時間未満（休日労働を含む）

を超えることはできません。（月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。）また、原則である月45時間を超えることができるのは年間6か月までです。

「実は残業時間の上限を超えていた・・・！」ということがないように、今まで以上に残業申告を徹底し、正確な勤怠管理を行うことが必須でしょう。

#### 2. 健康保険被扶養者異動届の添付書類の取扱いが変更になりました。（日本年金機構）

2018年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になりました。

##### ◆ 続柄確認のため◆

戸籍謄（抄）本または住民票

今までは別姓の方、被扶養者として認定されるために同居が要件である方、内縁関係にある方等、限られた対象者にのみ添付が必要でしたが、今後は申請する全ての被保険者に求められています。

<添付省略ができる場合>

被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバー記載かつ、続柄に相違ないことを確認した旨を事業主が届書に記載していること。

##### ◆ 収入確認のため◆

年間収入が130万円未満（60歳以上の方、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満）であることを確認できる課税証明書等の書類。

<添付省略ができる場合>

・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載していること。

・ 16歳未満のとき

##### ◆ 仕送り確認のため◆（別居の場合のみ）

仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

<添付省略ができる場合>

・ 16歳未満のとき

・ 16歳以上の学生のとき

※詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2018/201809/20180905.html>

日本年金機構（健康保険被扶養者の手続きについて）

今回の添付書類の取扱いの変更の理由として、厚生労働省は「不適切な被扶養者の認定を回避するため、原則として公的証明書等の添付を求め、各保険者において認定するよう改めて整理し、徹底を依頼するもの」と発表しています。今後はマイナンバーによる行政機関間の情報連携の仕組みも活用され、より一層、行政への各種申告に関しての整合性を求められそうです。



#### ★ 最低賃金の改定

10月より2018年度地域別最低賃金が改定されます。詳細については2018年10月号(No.110)でもお伝えしましたが主な地域の改定状況は以下の通りです。  
北海道(835)、東京(985)、愛知(898)、大阪(936)、福岡(814)、沖縄(762)  
その他地域についても下記、厚生労働省のHPをご覧ください  
ただき最低賃金のご確認をお願いいたします。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/)  
厚生労働省（地域別最低賃金の全国一覧）

#### ★ 沖縄オフィスが開設しました！

2018年10月1日に「SATO 社会保険労務士法人 沖縄オフィス」が開設します。業務の拡張と更なる顧客サービスの向上を目指し、業務に取り組んで参りますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

#### ・ SATO 社会保険労務士法人 沖縄オフィス

〒900-0016  
沖縄県那覇市前島2-21-13  
ふそうビルディング11階  
TEL: 098-943-9400

#### 【発行元】

#### SATO 社会保険労務士法人 福岡オフィス

〒812-0016  
福岡県福岡市博多区博多駅南1-8-31九州ビル6階  
TEL: 092-292-8954